

## 宿泊規約

タイムリッチにご宿泊される際の約款です。ご利用になる前に必ずご一読ください。

### 第1条 適用範囲

当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、

当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

### 第2条 宿泊契約の申込み

当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出て頂きます。

- ① 宿泊者名
- ② 宿泊日及び連絡先
- ③ その他当ホテルが必要と認める事項

宿泊客が宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

### 第3条 宿泊契約の成立等

宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾した時に成立するものとし、ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を前金にてお支払いいただきます。

第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は宿泊契約はその効力を失うものとし、

### 第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

前条第2項の規定に関わらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

### 第5条 宿泊契約の締結の拒否

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- ① 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
- ② 満室により客室の余裕がないとき
- ③ 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定・公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき
- ④ 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- ⑤ 宿泊しようとする者が宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、暴力・脅迫・恐喝・威圧的な不当要求を行い、或いは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき
- ⑥ 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- ⑦ 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による指定暴力団および指定暴力団員等(以下「暴力団」および「暴力団員」とする)またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき
- ⑧ 宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき
- ⑨ 宿泊しようとする者が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき
- ⑩ 宿泊しようとする者が、他の宿泊客もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、著しい迷惑を及ぼす行動・言動をしたとき

#### 第6条 宿泊客の契約解除権

宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、当ホテルが定める違約金を申し受けることがあります。ただし、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。ただし、事前連絡があった場合は、この限りではありません。

#### 第7条 当ホテルの契約解除権

当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- ① 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき
- ② 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
- ③ 宿泊しようとする者が、他の宿泊客・近隣住民もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、著しい迷惑を及ぼす行動・言動をしたとき
- ④ 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
- ⑤ 寝室での寝たばこ、消防用設備に対する悪戯、その他当ホテルが定める利用規約の禁止

事項に従わないとき

- ⑥ 契約者以外の人を無断で入室させたとき
- ⑦ 危険物・重機材・音響機器等の搬入またはそれに伴う工事・設置をしたと認められたとき
- ⑧ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による指定暴力団及び指定暴力団員等(以下「暴力団」及び「暴力団員」とする)またはその関係者、その他反社会勢力であるとき
- ⑨ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき
- ⑩ 法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき
- ⑪ 宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、暴力・脅迫・恐喝・威圧的な不当要求を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき

#### 第8条 宿泊の登録

宿泊客は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- ① 宿泊客の氏名・住所及び連絡先
- ② その他当ホテルが必要と認める事項(契約書等)
- ③ 宿泊客が、宿泊料金の支払いをクレジットカード等日本通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、予め前項の登録時にそれを呈示していただきます。

#### 第9条 客室の使用時間

宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

当ホテルは、前項の規定に関わらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合当ホテルへ連絡を必要とし、了承を得た上で客室の利用を認め、当ホテルが定める追加料金を申し受けます。

当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は返金致しません。

#### 第10条 利用規則の遵守

当ホテルの主な施設などの営業時間は次の通りとします。

- ① フロント・キャッシャーサービス 9:00~18:00
- ② 門限 無し
- ③ フリーキッチンルーム 24時間
- ④ ランドリールーム 24時間

前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。また、当ホテルが認める以外の目的では 施設内の利用・出入りは禁止とします。

#### 第 11 条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

宿泊客の手荷物が宿泊に先だって当ホテルに到着した場合は、責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しするか、もしくは客室へ前もってお運びします。

宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において連絡するか否かは当ホテル側で判断し、所有者からの連絡があった場合は、可能な範囲で指示に従い、所有者から連絡がない場合は、最低 7 日間は保管し、その後も連絡がない場合は、処分の対象とします。

ただし、客室に置き忘れていた飲食物・または冷蔵・冷凍を要するものに関しては、客室清掃時に処分の対象とします。

#### 第 12 条 駐車場の責任

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合は、車両のキーの寄託の如何に関わらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。事故・盗難等も含め、責任を負いかねます。

#### 第 13 条 当ホテルの責任

当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

#### 第 14 条 宿泊客の責任

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが被害を被ったときは当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

#### 第 15 条 免責事項

当ホテル内からのコンピューター通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものといたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルは一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当ホテルが不適切と判断した行為により、当社及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます